

令和5年度事業報告書

社会福祉法人恵泉会
作成令和6年5月20日

1. 目的

社会福祉法のもと、老人福祉を実践すると共に、介護保険法の指定介護老人福祉施設および、指定居宅事業者として、介護を必要とする高齢者へ各種の介護サービスを提供し、地域の老人福祉に貢献すること。

2. 基本方針

2-1 以下の事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業（指定介護老人福祉事業）
介護老人福祉施設 菊水園
地域密着介護老人福祉施設 菊水ビラ
- (2) 第二種社会福祉事業（指定居宅サービス事業）
 - ① 短期入所生活介護事業所 菊水園ショートステイセンター
 - ② 通所介護事業所 菊水園デイサービスセンター
 - ③ 地域密着通所介護事業所 菊水神郷デイサービスセンター（令和6年4月より休止）
 - ④ 介護予防通所介護事業 菊水神郷デイサービスセンター（令和6年4月より休止）

2-2 以下の4Sを追求することを基本理念とする。

- (1) 利用者満足（高齢者の多彩な要求にこたえる）
- (2) 職員満足（働き甲斐、やりがいのある職場とする）
- (3) 地域満足（地域の高齢者及び家族が安心して老後を暮せるよう努力する）
- (4) 安全（事故のない事業を行う）

3. 法人経営の方針

- (1) 理事会の決定に従うとともに関係法令通知の基準に則し、適正な法人経営に努める。
- (2) 関係機関との連絡調整に努め、地域社会との協調を図る。
- (3) 資産の管理および会計の処理については、定款並びに経理規程に従って適正な管理に努める。

4. 理事会の開催と監事監査、評議員会、評議員選任解任委員会の開催

(1) 理事会を年4回開催した。開催した時期及び主要議事内容は次のとおり。

第1回 6月4日

議案1 令和4年度事業報告および決算報告
監事監査報告

- 議案 2 役員候補の推薦
- 議案 3 役員報酬規程の一部改正
- 議案 4 福祉充実計画の終了及び
新規社会福祉充実計画
- 議案 5 定時評議員会の開催事項
- 報告 1 理事長の職務執行状況
- 報告 2 菊水ビラ実地指導結果

第 2 回 6 月 2 4 日

- 議案 1 理事長及び業務執行理事の選任

第 3 回 10 月 2 8 日

- 議案 1 評議員選任解任委員の退任及び選任
- 議案 2 就業規則の一部改正
- 報告 1 令和 5 年度事業報告中間
- 報告 2 業務継続計画（BCP）の概要

第 4 回 3 月 2 4 日

- 議案 1 菊水神郷デイサービスセンターの休止
- 議案 2 菊水園施設長の退任及び就任
- 議案 3 利用者利用料未収金・立替金の徴収不能処理
- 議案 4 令和 5 年度収支補正予算案
- 議案 5 令和 6 年度事業計画及び予算案
- 議案 6 高齢者虐待防止指針の制定
- 議案 7 業務継続計画（BCP）の制定
- 議案 8 経理規定の一部改正
- 議案 9 就業規則の一部改正
- 議案 10 役員等賠償責任保険の契約（更新）
- 報告 1 理事長及び業務執行理事の職務執行状況
- 報告 2 令和 5 年度社会福祉法人等指導監査の結果

(2) 監事監査

6 月理事会の前に監事により監査をうけた。

- ① 理事の業務執行状況
- ② 法人経営状況

(3) 評議員会を年 1 回開催した。

第 1 回 6 月 2 0 日

- 議案 1 役員選任

議案 2 令和 4 年度計算書類及び財産目録の承認

監事監査報告

議案 3 役員報酬規程の一部改正

議案 4 役員報酬等の額

議案 5 承認社会福祉充実計画の終了承認及び新社会福祉充実計画承認

(4) 評議員選任解任委員会

4 月 評議員の選任

後任評議員の選任

5. 本年度事業

5-1 法人全体

本年度はアフターコロナを見据えた事業計画とした。

- (1) 全事業の稼働率をコロナ前の水準に戻す努力をした。
- (2) 感染症対策を徹底しクラスターを発生させないように努めた。
- (3) はたらき方改革に準拠し、就業規則のみなおしを行った。
- (4) 施設長及び相談員の O J T、園外研修を行った。
- (5) 事務部門の I C T 化を推進すると同時にリモート勤務検討を継続。
- (6) 消費者物価が上昇しており、給食費、介護費、エネルギー費の上昇が顕著であり、これに向け委託事業の見直しを行った。
- (7) 職員給与も処遇改善を推進する努力をし、優秀な人材を確保した。

5-2 指定介護老人福祉施設 菊水園

- (1) 介護職員の負担軽減、環境整備のため I C T の導入を目指し、各種メーカーのソフトを検討したが、第一にコストが高い、介護職員の負担軽減効果が期待できるかわからないため、引き続き検討を行う。
- (2) 腰痛防止のために介護アシストロボットの導入を検討したが、利用の仕方のイメージがはっきりしないため、引き続き検討する。

①利用者の見守り介護作業軽減のため I P カメラの導入を行い、事故防止に役立てる努力をしたが、利用者が事故を起こしたところの映像が映っていない。メンテが悪く作動していないなど問題点が明らかになり、見直しが必要。車のドライブレコーダーのように 3 6 0 ° 映せるタイプを導入すべきと判明。令和 6 年度追加導入予定。

②重度認知症高齢者の介護手法の確立に努め、認知症介護の外部研修参加の充実を図る目標に、重度利用者に特化しようと取り組んだが、病院及び老健からの入所者が増え、在所期間が 2 年程度と短く、高齢者の終の棲家として受け入れるのではなく、看取りに重きが置かれた状況となり、結果として職員のモチベーションが低下した。

令和 6 年度は介護 3 で認知度も高い利用者も受け入れ、明るい施設とすべきと反

省しているが、職員の間で意見がまとまっていない。

- (3) 感染症予防対策の充実のため実行マニュアルを策定、5類になり検査費用、予防注射費用が有償となる中、特養としてそれらの費用を負担すべきかはなほだ疑問である。

今後行政との折衝で利用者負担とすべきではないかと反省する。

- (4) コロナで地域の医療との連携の重要性が再認識されたので、医師との付き合いを密にするのを目標にかかりつけ医制度の充実を図り、かかりつけ医、嘱託医を中心に病院との連携を推進した。
- (5) 安全担当者を定め、研修を受けさせ、定期的に委員会を開催した。認知症高齢者の突発行動による事故、骨が軟らかくなっていることによる、骨折事故など、医療と連携し十分な検査が必要と思われる。
- (6) コロナ下での面会について、看取り介護対応の利用者は個室を利用してもらい、ご家族には当菊水園の利点である平屋建て、吐き出し窓であるので外から出入りして看取り面会をしていただいた。

5-3 短期入所生活介護事業所 菊水園ショートステイセンター

- (1) コロナ蔓延化のショートとしては、入居者区画とゾーン区分し施設入居者との分離を図った。そのため稼働率は50%ほどとなった。
- (2) 特養利用者の入院等による空きベッド利用はコロナ感染防止のためやめた。
- (3) ショート利用者はアセスメントを十分行い、受け入れたのでショート利用者からの感染はなかった。
- (4) 利用者受入時の体温測定、酸素濃度測定を徹底して行った。

5-4 通所介護事業所 菊水園 デイ サービスセンター

- (1) 担当者の努力不足により稼働率が大きく下がった。平均18人から8人と半減した。
- (2) ショートと同様に区画分け、入浴時の分離を行いともに移しあうことのないようにした。搬送時はマスク着用を徹底した。

5-5 通所介護事業 菊水神郷デイ サービスセンター

予防通所介護事業 菊水神郷デイ サービスセンター

- (1) 本事業所は地域密着デイから一般型デイへの変更は不可であった。
- (2) コロナの発生はなかった。
- (3) 介護予防の利用者多く採算が悪く、赤字が続いていた。

5-6 地域密着特別養護老人ホーム 菊水ビラ

- (1) 開所4年がたちユニットケアサービスの提供の仕方になれ、質の高い

介護サービスの提供を行えた。

- (2) 年間稼働平均で月27人を目指したが、利用料金が高額で対象者が少なくなかなか充足せず、ビラより菊水園希望者のほうが多かった。
- (3) 2カ月に1回の運営推進会議を行い、ビラの活動を地域へPRした。

5-7 その他の事業

- (1) 地域福祉の一環として独居老人の配食サービスを行うとともに見守りサービスを行ったが宅配の発達により、利用者は減少傾向となった。
- (2) 紙おむつ販売事業は継続しているが、身近な店で手軽に各種おむつが購入可能な状況下もあり、販売実績はなかった。

5-8 職員採用、職員研修及び福利厚生

- (1) コロナ下で応募職員の質の低下、軽度精神障害者の増加などで、認知症高齢者をケアしている当法人としては誤解を生むことは避けなければならない。その点に注意し採用活動を行った。
- (2) 採用後の研修としては老人介護の実態をOJTを踏まえて教育し、ルールにならない園内研修でフォローを行った。
- (3) 新規採用者の指導を行う相談員、ケアマネージャー、主任看護師への教育をその上司である施設長、法人理事が担った。

(4) 資格取得

新卒職員で実務者研修終了し、介護福祉士受験資格保有者は積極的に先輩が指導し試験合格を目指した。

介護福祉士1名、ケアマネ0名

(5) 福利厚生

コロナ下で止まっていた職員のリフレッシュ旅行を再開しようとしたがコロナ、インフルエンザ発生、それに伴う職員の病欠が多く余裕がなかった。

園内でのイベントも1回だけであった。

- (6) 物価上昇を考え職員の処遇改善に努めた。

5-9 地域福祉

社会福祉法人の基本的な活動である次の福祉活動に注力する。

コロナ禍の鎮静化を待ち次の施策を実行する。

- (1) 利用者家族や地域との関係強化に努め、年2回の行事に家族の参加を求め、利用者家族の諸問題解決に当たった。また出来るだけご家族に介護保険情報の提供、社会福祉法人の特別減免制度の再認識をしていただくようにした。
- (2) 災害時の避難所としての機能を果たすべく、現在使われていない別館を利用し、台風時等、おもに当法人が被災ない場合に、高齢独居老人の避難場所に利用す

る方針を BCP を基に策定した。

高齢者地域防災ネットワークの独自構築、現在個人情報保護の名の下ネットワークの構築が進展していないので、当法人としては個人情報保護に関する同意を得られる高齢者を対象に、おもに菊水園を利用している人、過去に利用した人の家族を中心として、災害時に助け合いのネットワークが構築できるよう問題点の洗い出し、議論を行い実効性のある地域高齢者防災計画をつくる計画を今後検討していく。

- (3) コロナ下で途切れていたボランティアとの関係再構築に努めた。
- (4) 広報誌の発行が行われていなかったが、再開して地域に施設の状況を発信した。
- (5) 地域への働きかけ強化する。子ども 110 番事業に引き続き参画し地域の子育て支援の一助を担った。
- (6) 地域密着社会福祉事業
神郷で平成 26 年度以降行っていた“すこやかカフェ”事業をコロナ禍の状況を見ながら再開する予定だったか出来なかった。
- (7) BCP 計画の策定を行った。

6. 法人として新規事業

- (1) 大規模修繕の補助金を使用して、受電設備の更新、浄化槽から下水放流方式への変更工事を行う予定であったが補助確定せず次年度に持ち越す。
- (2) 菊水神郷デイサービスを利用者定員の 18 名から 30 名への拡大をめざし、地域密着事業から一般デイサービス事業への変換を検討したが、変換不可のため挫折。

7. 経営及び財務

令和 4 年度はコロナクラスターが発生し、介護サービス事業全体の収入がダウンした、令和 5 年度は菊水園でクラスターが発生したが、約 1 ヶ月、入所者の一部にダメージがでた、在宅事業も 1 ヶ月で再開できた。

7-1 介護保険施設（特養）の収入

- (1) 基本報酬は 令和 4 年度の稼働率は定員平均 45 人であったが本年度も 45.5 名をであった。
- (2) 看護師配置加算の解釈違いにより約 400 万国保に返金となった。
- (3) 安全担当の資格取得遅れ入所時加算 40 万円を国保に返却となった。

7-2 短期入所生活介護の収入

稼働率を最低でも 6 個室全部は稼働させる努力をした。

7-3 通所介護の収入

平均利用者数8名であった。

7-4 地域密着通所介護事業（神郷）

定員18名のままであった。管理者が不在のため、来年度より本事業を一時休止とする。

7-5 地域密着特養

介護福祉施設サービス費 令和4年度の稼働率は平均23名利用であった。

7-6 補助金収入

当法人も35年を経過し修繕にかかる費用が必要なので、できるだけ補助、助成を得られるよう申請を行った。施設では、前年度からの継続する日本財団の事業及び電気自動車購入時の補助金が交付された。

7-7 人件費支出

以下の増減を考慮しながら前年より2600万円増額で計画した。

- 1) 本年度の定期昇給は職能管理制度に基づき行った。
- 2) 定昇分人件費の増額 100万円/年程度。
- 3) 介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、処遇改善支援加算を使い年収を上げた。
- 4) 増員及び減員職員は以下のとおり。

R5年正規職員退職	2名
R5年新卒採用	3名

7-8 事務費及び事業費支出

給食費の見直しを行い、入所契約の食事単価の変更を行った。

7-9 資金運用

物価上昇が始まったのでインフレ対策として株式、債券の購入。
令和5年度は豪ドル債券の利息約200万円あった。

8. 施設の整備

特別高圧受変電設備の取り換えは1年延期。

(大規模修繕補助金利用)

下水設備へのじか放流工事200万円1年延期 (大規模修繕補助金利用)

9. 社会福祉充実計画書

令和4年はコロナ下で当法人もクラスター発生し大幅な減収となった。

そのため社会福祉充実予算も大幅な減額となり本計画を見直した。

事業内容は、新規採用職員の教育研修費用初年度560万円以後800万円として5か年間計上し、変更申請を行った。